

給実甲第1318号

令和6年1月23日

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第12条の2関係 (略)	第12条の2関係 (略)
<u>第12条の3関係</u>	(新設)
<u>1 在宅勤務等手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。</u>	
<u>(1) 国家公務員法第82条の規定に基づき停職にされた場合</u>	
<u>(2) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書に規定する</u>	

許可を受けた場合

(3) 育児休業法第3条の規定に
より育児休業をしている場合

(4) 交流派遣をされている場合

(5) 自己啓発等休業をしている
場合

(6) 配偶者同行休業をしている
場合

2 在宅勤務等手当の支給につい
ては、人事院規則9-151
(在宅勤務等手当)の定めると
ころによる。

以 上